

参考資料

令和2年9月11日

学校に整備されたICT端末の緊急時における取扱いについて

1. 目的

この文書は、今後、学校において新型コロナウイルス感染症の感染者発生によって臨時休業を行う場合はもとより、自然災害など様々な緊急事態が生じた際であっても、学校に整備されたICT端末(以下、「端末」)を最大限活用してこれらの取組を積極的に実施し、児童生徒の学びの保障に円滑に取り組めるようにするために、先行事例も踏まえ、一定の目安となる項目に絞って整理し、参考例として示すものです。

既に、一部の学校において臨時休業の措置が取られた際、家庭等での学習継続のため、Web会議システム等を用いた同時双方向の学習や朝の会としての交流、健康観察の実施、クラウドのストレージやメール機能を活用した児童生徒・家庭等への課題の配信等、学校設置者が整備する学習者用コンピュータを、児童生徒が家庭等に持ち帰り、学習に活用する取組が行われています。

学校設置者及び学校(以下、「学校設置者等」)は、本内容を参照いただき、緊急時における端末の取り扱いに関するルールを定め、児童生徒の学びを保障できる体制を積極的に整えてください。その際、緊急事態下における取組であることを踏まえ、端末の家庭等への持ち帰りや学習での活用の妨げにならないよう、以下のような姿勢で取り組むことが不可欠です。

- ・前例にとらわれず、また、抑制的な思考に陥ることなく、前向きに検討すること。
- ・意欲的に取り組む教職員による創意工夫の試みを最大限活かすこと。
- ・まずは、取組を開始し、その後の地域の実情等に応じて改善する弾力的な発想で対処すること。

なお、この内容は、学校設置者等における今後の取組等を踏まえて、随時更新します。あわせて、平時における端末の持ち帰り学習についても、持ち帰りの様々な事例を収集しつつ検討を進めていきます。また、この内容は平時における端末の持ち帰りを妨げるものではありません。

2. 留意事項

(1) 事前の準備等

緊急時において端末を家庭等に持ち帰り活用することを念頭に置き、学校設置者等は、予め、以下の点に留意した上で、学校や地域の実情に応じたルールを作り、児童生徒及び保護者の理解と協力を得て、家庭等での適切な管理が行われるよう努めてください。

・端末の貸出し状況の把握

紛失等の防止の観点から、学校において、端末の貸出し状況を適切に把握する仕組を検討しましょう。

・セキュリティへの配慮

適切にフィルタリングを活用するなどして、外部からの攻撃や利用者による有害情報へのアクセス等を防ぐとともに、個人情報の扱いに注意を促すなど情報モラル教育の機会としましょう。

・端末の設定の確認

校外のネットワークと異なる家庭等でのネットワーク接続を円滑にするために「GIGAスクールサポーター」や「ICT 支援員」といった専門家と相談しながら適切に端末の設定を行いましょう。

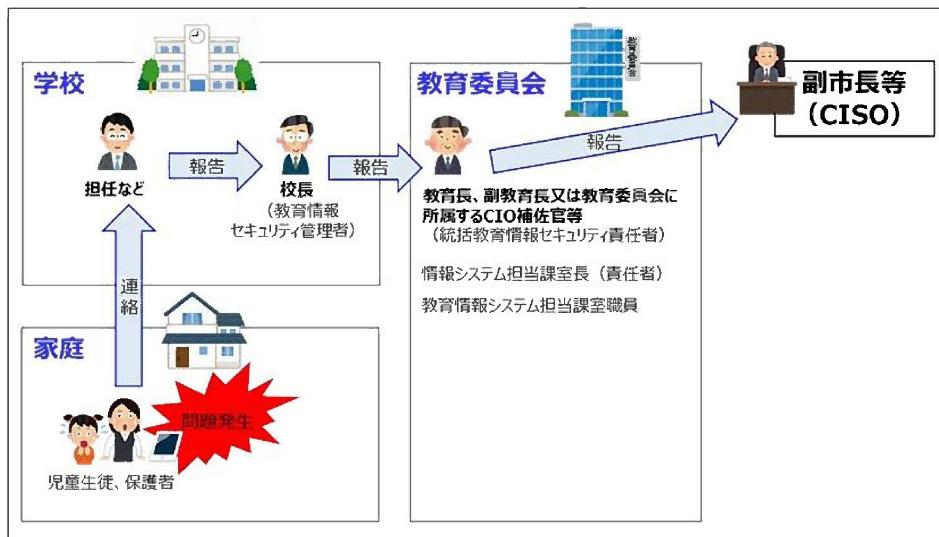
・連絡体制の構築

学習に必要な課題の配付、故障時の連絡など、学校・家庭間で緊密な連携がとれる体制づくりに取り組みましょう(次頁図参照)。

・事前の運用確認

端末の持ち帰りの際に端末が児童生徒にとって過重な負担とならないよう、荷物の量などを確認するとともに、家庭等において、スムーズに端末を利用できるかどうか、接続試験等を行いましょう。

端末の持ち帰り学習における連絡体制の例



(2) 端末利用時

家庭等に持ち帰った端末を利用するにあたっては、公費によって購入された端末が貸与されているという観点から、学校設置者等は、以下の点に留意し、児童生徒に対し、適切な端末の利用方法を指導するとともに、保護者の理解と協力を得られるよう努めてください。

・利用者の明確化

児童生徒や保護者といった予め決められた方が端末を利用できるものであることを確認しましょう。

・利用目的の明確化

学校とのやり取り、学校から与えられた課題の実施、授業の配信などといった利用目的を明らかにして端末を貸し出しましょう。

・安全な環境での利用

児童生徒には、火元、水廻りなどを避け、端末を大切に扱うよう指導しましょう。

※ 既に、端末の持ち帰りを実践している教育委員会の事例を参考に、別紙として添付しています。

○この文書の作成にあたり、ご助言をいただいた有識者のみなさま（五十音順）

小崎誠二（奈良県立教育研究所教育情報化推進部 主幹）

駒崎彰一（東京都渋谷区立笹塚中学校 校長）

高橋純（東京学芸大学教育学部 准教授）

中村めぐみ（つくば市総合教育研究所兼教育指導課 情報担当指導主事）

堀田龍也（東北大学大学院情報科学研究科 教授）

渡邊茂一（相模原市教育委員会 学校教育部教育センター学習情報班 指導主事）

緊急時にICT端末の持ち帰りを実践した教育委員会の主な取組例

教育委員会名	主な取組例
つくば市 (茨城県)	<ul style="list-style-type: none"> ○リーダーシップに基づく推進 教育長及び校長の理解の下、教育情報推進校で端末の持ち帰りを実施し、ガイドラインを整理し他の学校への展開を図った。 ○事前の準備 事前に、全ての家庭と端末を用いたビデオ会議システムの接続テストを実施(児童生徒・保護者から、「繋いでみると簡単だった」との反応が多数)。 ○新たな学習環境下での創意工夫 校外学習先に端末を持ち込み、リモートによる校外学習を実施。
戸田市 (埼玉県)	<ul style="list-style-type: none"> ○リーダーシップに基づく推進 教育長のリーダーシップによる、端末の持ち帰りを積極的に推進。 ○実施に向けた迅速な対応 動画の視聴やアカウント登録等に関する家庭向けのマニュアル例を教育委員会で作成。保護者に最低限の注意のみ示した上で、細かいルールは決めず、まずは、端末の持ち帰り学習を開始。動画視聴、ドリル用コンテンツの活用など、まずは、簡単な取組から開始。
相模原市 (神奈川県)	<ul style="list-style-type: none"> ○実施に向けた迅速な対応 第2波に向け、速やかに暫定的な運用ルール等を作成。 ○事前の準備と段階的な実施 事前に、市内の1校で端末の持ち帰りを試行的に実施し、その成果と課題を踏まえ、続いて数校で実施するなど、段階的に取り組み。
熊本市 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> ○リーダーシップに基づく推進 教育長のリーダーシップの下、端末の持ち帰りを積極的に推進。 ○実施に向けた迅速な対応 事前に、細かなルールを策定せず、まずは、端末を持ち帰って使い始めることを優先し、その過程で課題に対応。オンライン授業のスマルステップを示し、できることから段階的に実施。
高森町 (熊本県)	<ul style="list-style-type: none"> ○リーダーシップに基づく推進 町長、教育長のリーダーシップの下、有識者から継続的な指導・支援を受ながら、端末の持ち帰りを積極的に推進。 ○実施に向けた迅速な対応 ドリル用コンテンツの提供など、まずは、簡単な取組から開始。

学校の主な取組例

渋谷区 (東京都)	<ul style="list-style-type: none"> ○段階的な実施 まずは、学校 Web サイトとクラウドファイルサーバーを利用した学習課題の配信と提出など容易なものから実践し、動画の配信、学習課題を動画で作成、ビデオ会議システムの利用へと展開。モラル教育も持ち帰り学習の過程で平行して実施。 ○新たな学習環境下での創意工夫 ビデオ会議システムを積極的に活用し、教師、児童生徒が慣れながら新たな創意工夫を模索。
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

つくば市『持ち帰りタブレット活用のルール』について

令和2年5月19日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。家でも学校と同じ学習ができると、休校時や非常時、そして家庭学習などに役立ちます。

大変便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。そのため、『持ち帰りタブレット活用のルール』を定めました。みなさんでこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- ・学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

2 使用する場面

- ・家庭以外では使用しません。
- ・登下校中は、タブレットをかばんから出しません。
- ・タブレットの使用前と使用後には、せっけんで手指をしっかりと洗いましょう。
- ・なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。
- ・もったまま走ったり、地面に置いたりしません。
- ・カバンの下に置いたり、カバンの底に入れたりしません。
- ・水をかけたり、湿気の多いところでは使わない。また、日光の下やストーブの近くなどには置きません。
- ・ゆびでふれる、または、専用ペンを使うようにする。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、じしゃくをひつけるなどは絶対にしません。

3 保管

- ・家庭での保管は、家の人の目の届くところに置いておきます。

4 健康のために

- ・タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- ・30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき目を休めます。
- ・使用する時間は家人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいをしながら使います。
- ・寝る30分前は使いません。

5 安全な使用

- ・インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、家の人に知らせます。

6 個人情報など

- ・タブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対にあげません。
- ・相手をきずつけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。
- ・各機能・サービスを利用するためのアカウントは、各個人に配布されています。
アカウント、パスワードなど他人にわからないように、各家庭で保管してください。

7 カメラで撮影

- ・カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

8 データの保存

- ・タブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

9 設定の変更

- ・先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えません。

10 不具合や故障

- ・家庭でこわれたり、なくしたりした時は学校に電話します。（土日・祝日除く）
- ・故障・破損における事由によっては、修理代を負担をしていただく場合があります。

11 使用の制限

- ・つくば市『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。

令和2年4月 日
戸田市教育委員会

1 目的

学習の機会の提供に向け、自宅での学習ができるよう、タブレット端末（パソコン含む）とスマートフォンを併用した家庭での自宅学習を行う際に必要なルールを示す。

2 必要な物品

自宅学習を行うためには、原則、端末と回線（インターネット接続環境）が必要となる。

＜考慮すべき事項＞

- 1) 端末（タブレット・スマートフォンなど、画面が大きくタッチ操作が出来る機器）
- 2) 回線（無線(Wi-Fi)・携帯通信(LTE)など、インターネットの利用が出来る接続手段）
(家庭の無線(Wi-Fi)環境への接続は、保護者が行うこと)
(携帯通信(LTE)では利用に際しパケット量が多く発生するので注意すること)
教育委員会が必要と判断した際には、普通教室用 Chromebook/特別支援学級用 iPad を保護者に貸出することを可能とする。ただし回線を使用する場合は保護者負担とする。

3 利用における注意事項

利用者は、以下を遵守すること。

- 1) 端末の回線接続に関するサポートは、学校では行いません。
- 2) 学校から学習指示があった教材利用についての質問は、学校に問い合わせること。
- 3) 端末のそばでの飲食は禁止とする。（端末を机上に置いたままその机で食事するなど）
- 4) ユーザーIDとパスワードは、他人に教えないこと。
- 5) 端末は、毎日自宅で充電を行うこと。
- 6) 端末は自己管理し、その利用及び破損・紛失・盗難に注意すること。
※学校から持ち出すことで、パソコンは保守・保険の対象外となる。
※破損等の不具合が生じた場合は、遅滞なく学校へ報告し指示を仰ぐこと。
※不具合時には、「事故報告書（発生日時・状況・対処・改善策）」の提出を要する。
- 7) 端末利用において不具合が生じた場合、遅滞なく速やかに学校へ報告すること。
- 8) USBメモリ等の外部装置・周辺機器の接続及び利用を禁止する。
- 9) 学校から指示の無いファイルダウンロード・ソフトインストールを禁止する。
- 10) 学習に関係ないサイトの閲覧・利用、SNSへの書き込み、写真・動画の配信は禁止する。
- 11) 学校などのシステムを調べたり破る行為、他人のIDの不正利用、ハッキング行為、他人への誹謗中傷（SNS・掲示板への投稿）などは禁止する。

4 その他

本ガイドラインに記載の無い事項については、隨時、教育委員会で協議決定する。

(相模原市作成の例)

(別紙 3)

私とタブレット PC の 10の約束

- ①私は、使用する前には、手を洗います。
- ②私は大切に使います。それでも、落としてしまったり、壊してしまったりした時には、
私は正直に言います。
- ③パスワードを自分が記憶し、人にしゃべりません。
- ④授業を通して、インターネットでの恐さや便利さを正しく知り、使用していきます。
- ⑤人が傷つくようなことに使用するのではなく、人の幸せにつながるような使い方を
していきます。
- ⑥使用する際には、写真をとったり、アイディアをまとめたりするけど、それをインターネットにアップしたりしません。
- ⑦困ったときには、困ってなそうな友だちや先生に聞き、アップデートし続けます。
- ⑧新しくみんなで考えて、出てきた約束ごとも、新しく出てきた約束を理解し、正しく使
い続けていきます。
- ⑨充電がなくなりそうなときには、コンセントを使用し、充電します。
- ⑩使用後は、指示された場所に片付け、手を洗います。

令和 年 月 日

名前()

○○学校『タブレット活用のルール』について

令和2年〇月〇日

学習内容をよく理解し、より豊かな学びにしていくために、タブレットを上手に活用していくことが大切です。タブレットはみなさんの学習に役立てるための道具です。便利な道具ですが、心配されることもたくさんあります。

そのため、○○学校は、『タブレット活用のルール』を定めました。全校児童(生徒)でこのルールを守り、タブレットを「安心・安全・快適」に活用していきましょう。

1 目的

- 学校で貸し出すタブレットは、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わること以外に使ってはいけません。

2 使用する場面

- 学校と家庭以外では使用しません。

- 登下校中は、タブレットをかばんから出しません。

- 使う時間が決まっています。

低学年…午前〇時から午後〇時まで

中学年…午前〇時から午後〇時まで

高学年…午前〇時から午後〇時まで

- なくしたり、ぬすまれたり、落としてこわしたり、水にぬらしたりしないように十分に気をつけます。

- もったまま走ったり、じめんにおいたりしない。

- カバンの下においたり、カバンの底に入れたりしない。

- 水をかけたり、しつけの多いところでは使わない。また、日光の下やストーブの近くなどにはおかない。

- ゆびでふれる、または、専用ペンを使うようにする。えんぴつやペンでふれたり、落書きしたり、じしゃくをひっつけるなどは絶対にしない。

3 学校で使う場合

- 学校でタブレットを使うときは、先生の指示をよく聞きます。

- 休み時間や放課後に使う時も、先生がみとめたこと以外に使いません。

4 家庭で使う場合

- 使用する時間は家人の人とよく話し合い、長時間使用せず細かく休けいしながら使います。

- 就寝する30分前は使いません。

- 自宅に持ち帰った後に学校へ持ってくるときは、自宅で十分に充電をしておきます。

5 保管

- 学校での保管は、各教室の充電保管庫に入れます。
- 家庭で保管するときは、家の人の目の届くところに置いておきます。

6 健康のために

- タブレットを使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気をつけます。
- 30分に一度は遠くの景色を見るなど、ときどき自を休めます。

7 安全な使用

- インターネットには制限がかけられていますが、もしもあやしいサイトに入ってしまったときはすぐに画面を閉じ、先生に知らせます。

8 個人情報等

- 自分のタブレットを他人に貸したり、使わせたりしません。
- 自分や他人の個人情報(名前や住所、電話番号など)はインターネット上に絶対に上げません。
- 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

9 カメラでの撮影

- 先生が許可した以外でカメラは使いません。
- カメラで誰かを撮影するときは、勝手に撮らず、必ず撮影する相手の許可をもらいます。

10 データの保存

- 学校のタブレットで作ったデータやインターネットから取り込んだデータ(写真や動画など)は、学習活動で先生が許可したものだけ保存します。

11 設定の変更

- 先生や修理する人が使いにくくなるので、デスクトップのアイコンの並び方や位置、背景の画像、色などのタブレットの設定は、勝手に変えません。

12 不具合や故障

- 学校で、タブレット本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元にもどらないときは、すぐに先生に知らせます。
- 家庭でこわれたり、なくしたりした時は下記のところに電話します。

TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
(土日・祝日除く)

◎対応時間 ○：〇〇～〇〇：〇〇

13 使用の制限

- 〇〇学校『タブレット活用のルール』が守れないときは、タブレットを使うことができなくなります。